## 奈良県告示第百十六号

二十二条第一項の規定により、 奈良県青少年の健全育成に関する条例(昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号)第 令和二年六月二十九日 青少年に有害ながん具刃物類として次のものを指定する。

奈良県知事 荒 井 正 吾

							<i>Ъ</i>	
							クロスボウ	品 名
				ことができるもの	とで矢を発射させる	様に引き金を引くこ	銃型の弓で、銃同	形状・構造
m/cmi 以上のもの	の距離で〇・〇五kgf・	填時の矢の先端から一m	りのエネルギー値が、装	矢の有する単位面積当た	おいて、当該発射された	装填し、発射した場合に	当該クロスボウに矢を	機能
それがある。	成を阻害するお	少年の健全な育	罪を誘発し、青	又は青少年の犯	に危害を及ぼし、	体若しくは財産	人の生命、身	指定理由